

宮開第17号
令和6年7月10日

関係団体 各位



宮崎市長 清山 知憲
(公印省略)

都市計画法に基づく手続等に係る
宮崎市スマート申請の受付開始について（お知らせ）

本市の都市計画行政につきまして、日頃よりご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、利用者の利便性向上及び事務の効率化の観点から、スムーズな対応が出来るように、下記のとおり受付を開始することとなりました。

つきましては、貴団体所属（うち宮崎支部所属）の会員各位に対しまして、この旨を周知していただきますようお願いします。

記

1 開始手続

(1) 開発行為について

- ア 開発行為に関する事前相談申出（初回相談）
- イ 開発行為に関する証明願（事前相談申出を行っている場合）
- ウ 開発区域（開発許可を受けている敷地）の照会
- エ 開発登録簿の写しの交付請求

(2) 市街化調整区域における建築等について

市街化調整区域における建築等に関する窓口予約

2 受付開始

令和6年8月1日（木）～ 随時受付

※ 市街化調整区域における建築等に関する窓口予約は、令和6年8月1日（木）からの窓口相談について、令和6年7月24日（水）から予約受付を開始します。

3 リンク掲載先

宮崎市ホームページ>産業・事業者>建設・開発>開発許可>開発許可制度

文書取扱：都市整備部開発審査課宅地審査係
電話 (0985) 21-1818